

**東京圏（第31回）・関西圏（第25回）  
・福岡市・北九州市（第25回）・愛知県（第13回）  
国家戦略特別区域会議 合同会議 議事要旨**

---

1. 日時 令和2年9月10日（木）16:00～16:45

2. 場所 中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室（オンライン開催）

3. 出席

北村 誠吾 内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）

大塚 拓 内閣府副大臣

藤原 崇 内閣府大臣政務官

<自治体>

小池 百合子 東京都知事（代理：宮坂 学 副知事）

熊谷 俊人 千葉市長

小泉 一成 成田市長（代理：関根 賢次 成田市副市長）

井戸 敏三 兵庫県知事（代理：戸梶 晃輔 兵庫県企画県民部長）

高島 宗一郎 福岡市長（代理：鈴木 順也 福岡市総務企画局理事）

北橋 健治 北九州市長

（代理：森川 洋一 北九州市企画調整局地方創生推進室長）

大村 秀章 愛知県知事

木村 恵司 三菱地所株式会社特別顧問

（代理：井上 俊幸 執行役員都市計画企画部長）

竹内 勤 学校法人慶應義塾常任理事（病院・医学部担当）

<内閣府>

山崎 重孝 内閣府事務次官

<有識者>

八田 達夫 国家戦略特区ワーキンググループ 座長

原 英史 国家戦略特区ワーキンググループ 座長代理

秋山 咲恵 養父市特区推進共同事務局長

兼 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

阿曾 沼 元博 国家戦略特区ワーキンググループ 委員  
安念 潤司 国家戦略特区ワーキンググループ 委員  
中川 雅之 東京特区推進共同事務局長  
兼 国家戦略特区ワーキンググループ 委員  
本間 正義 国家戦略特区ワーキンググループ 委員  
八代 尚宏 国家戦略特区ワーキンググループ 委員

#### <事務局>

眞鍋 純 内閣府地方創生推進事務局長  
山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長  
佐藤 朋哉 内閣府地方創生推進事務局審議官  
黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官

#### 4. 議題

- (1) 認定申請を行う区域計画（案）について
- (2) その他

#### 5. 配布資料

資料 1－1 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）  
資料 1－2 関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）  
資料 1－3 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）  
資料 1－4 愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）  
資料 2 東京都提出資料  
資料 3 千葉市提出資料  
資料 4 成田市提出資料  
資料 5 兵庫県提出資料  
資料 6 福岡市提出資料  
資料 7 北九州市提出資料  
資料 8 愛知県提出資料  
参考資料 国家戦略特別区域会議 合同会議 出席者名簿

---

○黒田参事官 それでは、定刻になりましたので、これより東京圏・関西圏・福岡市・北九州市・愛知県の国家戦略特別区域会議合同会議を開会いたします。

出席者につきましては、お手元の参考資料を御参照ください。

まず、始めに北村大臣より御発言をお願いいたします。

○北村大臣 皆様、こんにちは。

本日の区域会議は、前回に引き続き、オンライン会議におきまして御参集いただいております。

始めに、国家戦略特区の推進に関する日頃の皆様の御尽力に、心から感謝を申し上げます。

さて、9月1日にスーパーシティ構想やサンドボックス制度を盛り込んだ国家戦略特別区域法の一部を改正する法律が施行されました。現在、基本方針の改正や区域指定の公募に向けた制度設計など、国家戦略特区を次のステージに進めるための必要な準備を進めておるところでございます。

自治体の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策、また新たな生活様式に対応するための様々な取組に奔走されておることと存じますが、政府といたしましても、皆様の取組を後押しするために、遠隔教育や遠隔医療など、必要な規制改革について継続的な実施や定着が図られるよう、引き続き努めてまいりたいと思います。

私といたしましては、スーパーシティ構想やサンドボックス制度を始め、新たな政策を着実に進めていくとともに、これまで以上に岩盤規制改革を強力に進めることで、皆様と一緒に、新たな生活様式を作り上げていきたいと思っております。

御相談などがあれば、遠慮なくお申し付けいただけるとありがたいと存じます。

今日は、4区域、計9事業につきまして、区域計画（案）を御審議いただきます。有意義かつ忌憚のない御議論をお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○黒田参事官 北村大臣、ありがとうございました

それでは、プレスの皆様方、御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○黒田参事官 それでは、本日の議題、認定申請を行う区域計画（案）につきまして、御審議いただきます。

まずは、事務局より、各区域の計画（案）についてまとめて御説明いたします。その後、各区域ごとに御発言をお願いいたします。

○佐藤審議官 それでは、お手元の資料に基づきまして、各区域の認定申請を行う区域計画（案）について御説明申し上げます。

まず、東京圏の区域計画（案）でございます。お手元の資料1-1を御覧ください。2（2）の都市計画法の特例についてでございます。このプロジェクトは、都市計画決定までの関係機関との調整をワンストップで行うことにより、手続を迅速化するものでありま

す。今回は、内神田一丁目地区及び東池袋一丁目地区のプロジェクトで手続の迅速化を図ります。

次に、2（6）二国間協定に基づく外国人医師の業務解禁についてです。二国間協定に基づく外国人医師の受入れについては、診療を実施する医療機関に制限があるところ、特例措置により、新たにアメリカンクリニック東京において、アメリカ人医師を受け入れ、外国人患者に対する診療を実施するものでございます。

次に、2（27）国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業についてでございます。本特例は、海外の大学等を卒業後に来日し、日本語学校に通う留学生が卒業後も就職活動の継続を希望する場合に、一定の要件の下、就職活動継続のための在留資格を最大1年間認めるものでございます。今回、千葉市、成田市内の日本語学校において活用が見込まれております。

続きまして、関西圏の区域計画について御説明申し上げます。資料1－2を御覧ください。

2（19）の国家戦略特別区域小規模保育事業についてでございます。保育の需要に応ずるため、原則0歳児から2歳児を対象としている小規模認可保育所の対象年齢を拡大するものでありまして、今回、実施対象に兵庫県西宮市が追加されております。

次に、福岡市・北九州市の区域計画（案）でございます。資料1－3を御覧ください。

2（1）のエリアマネジメントに係る道路法の特例についてです。本特例は、道路空間を活用してオープンカフェなどの設置が可能となるよう、道路占有許可の要件を緩和するものでございます。今回は、既に認定を受けておりますtugu.town黒崎実行委員会が、北九州市の黒崎10号線、熊手5号線において実施しているオープンカフェやマルシェの実施区域を拡大するものでございます。

次に、2（16）国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業についてでございます。本特例は、出入国管理上の優遇措置である高度外国人材ポイント制の特別加算の対象に、特区で認定する自治体支援事業の対象企業等で就労する外国人を加えるものでございます。今回、福岡市企業立地促進条例の規定による支援を利用する企業からの活用が見込まれております。

最後に、愛知県の区域計画（案）について御説明申し上げます。資料1－4を御覧ください。

2（16）国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業についてでございます。この概要は、先ほどの東京圏の説明と同じものでございますので、省略をいたします。今回、愛知県内の日本語学校において活用が見込まれております。

御説明は以上でございます。

○黒田参事官 それでは、東京都より順番にお名前をお呼びいたしますので、御発言をお

願いたします。

まず、東京都、宮坂副知事、よろしく願いたします。

○宮坂副知事 それでは、資料2、東京都提出資料を御覧ください。まず、外国医師の特例です。東京都は、世界に冠たる国際金融都市・東京の実現に向けて取り組んでおります。金融系外国人材等の受入れを促進するためには、本人や御家族が母国語で安心して受診できる医療機関等、外国の方が暮らしやすい環境の整備が必要です。二国間協定に基づく外国医師の受入れについては、診療を実施する医療機関に制限がありますが、特区を活用し、新たにアメリカンクリニック東京でアメリカ人医師が診療できるようにすることで、金融系外国人材等の生活環境整備に貢献いたします。

次に、都市再生の推進です。内神田一丁目地区においては、アグリ・フード分野のイノベーションを加速させるビジネス・産業支援施設を整備します。また、神田エリアと大手町エリアを結ぶ交流広場及び日本橋川沿いのにぎわいを創出する水辺広場等を整備してまいります。

東池袋一丁目地区においては、池袋の多様な文化を発展させ、世界に発信する文化体験施設やイベントホールを整備します。そして、池袋駅からの連続的な「みどりのプロムナード」、地域の回遊性向上に資する道路整備等を推進してまいります。

最後に、事業の円滑な推進のため、今回提案した外国医師の特例及び都市再生の推進について、認定の手続きを早急に進めていただくようお願いいたします。

私からは以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、東京特区推進共同事務局の中川事務局長、よろしく願いたします。

○中川委員 中川でございます。

今の宮坂副知事の御発言に付け加えることはありませんけれども、外国人医師の特例、外国人医師に関する規制緩和、それから、二つの都市計画プロジェクトの迅速な手続、これはすべてグローバル都市としての東京の環境を整えるために迅速な対応が必要なものでございますので、どうぞ御審議をよろしく願いたします。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、学校法人慶應義塾竹内常任理事、よろしく願いたします。

○竹内常任理事 資料2にございます外国医師の特例活用による金融系外国人材等の生活環境の整備に関してでございます。

東京都の医療分野では、これまで四つの医療機関におきまして、外国医師の特例の認定を受けております。今回、新たに港区にありますアメリカンクリニック東京で勤務予定のアメリカ人医師につきまして、特区を活用して、外国人に対する診療を可能といたします。今後も特区の取組の成果を着実に積み重ねまして、金融系外国人材等を始め外国人とその

家族が英語などの母国語で安心して受診できる医療環境の整備に貢献してまいります。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、三菱地所株式会社執行役員井上都市計画企画部長、よろしくお願いたします。

○井上部長 井上でございます。

東京都の都市再生については、内神田一丁目地区においてアグリ・フード分野のイノベーションを加速させるビジネス・産業支援施設等の整備を進めてまいります。また、東池袋一丁目地区において、池袋の多様な文化を発展させ、世界に発信する文化・交流施設等の整備を進めてまいります。引き続き、都市計画法の特例など特区を徹底活用し、スピード感を持って東京都における都市の魅力向上に貢献していきたいと考えております。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次は、千葉市の熊谷市長でございます。よろしくお願いたします。

○熊谷市長 千葉市長の熊谷です。資料3を御覧ください。海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業でございますが、本特例の活用及び就職支援の実施により、優秀な外国人材の受入れを促進し、地域の国際競争力強化を図ってまいります。市内日本語学校からの活用ニーズがありまして、早急に活用できるよう、御協力いただけますと幸いです。

次に、規制緩和の提案でございます。本市では、様々な利用者ニーズに応じたモビリティサービスの社会実装に向けた取組を推進しております。実用化への課題として、立ち乗り型パーソナルモビリティは歩道走行できないこと、自動送迎や自動回収に必要となる無人走行についての法令上のルールが明確になっていないことなどが挙げられます。

そこで、電動車椅子の基準を満たす機体が歩道を走行する場合に、利用シーンに応じて座り乗り、立ち乗りのどちらも可能とすること、また、障害物回避等の安全機能を有する機体の無人走行を可能とすることを提案いたします。これにより、次世代型モビリティサービスを実現し、新しい時代の社会的ニーズやライフスタイルに対応した快適で魅力的な街の実現を目指してまいります。

次に、現在、マイナンバーカードを受け取る際、本人が出頭できない場合は顔写真付き身分証明書の提示が求められますが、15歳未満の方はこのような証明書を保有していないことが多く、カード取得の障壁となっております。

そこで、15歳未満の方については、顔写真付き身分証明書を代替する資料の提示によりまして、法定代理人のみの出頭で受取りを可能とすることを提案いたします。そのほか、下段に記載のマイナンバーカード更新や住民異動届のオンライン申請を可能とすること、押印義務の見直しにより行政手続のオンライン化を推進し、利便性の高いサービスの提供

に努めてまいります。

千葉市からは以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、成田市の関根副市长、よろしくお願いいたします。

○関根副市长 成田市の関根でございます。

資料4を御覧ください。海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例であります。

本市におきましては、現在、市内に所在する日本語教育機関のうちの1校が本特例の活用を希望しており、特例を活用することにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進し、海外の大学・大学院を卒業した優秀な外国人留学生の受入促進や地域の国際競争力の強化へつながるものと考えております。よろしくお願いいたします。

また、現在本市では、コロナ禍後の将来的な航空需要の回復期を見据え、成田国際空港の機能強化に伴い必要となる労働者の確保に向けた特定技能などの在留資格の規制緩和を検討しているところでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、兵庫県の戸梶企画県民部長、よろしくお願いいたします。

○戸梶部長 井戸知事の日程が合いません、代理出席させていただいております、企画県民部長の戸梶でございます。

最初に、北村大臣におかれましては、大変お忙しい中、本日、本県に御来県いただきまして、誠にありがとうございました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、兵庫県関係の案件につきまして、御説明いたします。

資料5、兵庫県提出資料を御覧ください。今回申請いたしますのは、西宮市におけます小規模保育事業でございます。本事業は、保育の需要に不応するため、原則として0歳児から2歳児を対象としております小規模認可保育所の対象年齢を拡大し、0歳児から5歳児まで受入可能とする児童福祉法の特例を活用いたしまして、待機児童の解消を進めるものでございます。西宮市では、ファミリー層の増加、女性の就業促進などによる共働き家庭の増加から、継続的に保育ニーズが高まっております。現在、1歳児から3歳児に集中して待機児童が発生しているところでございまして、できるだけ早い待機児童解消への取組が求められております。本特例を活用いたしまして、1歳児から3歳児までを受け入れる小規模認可保育所を9か所、定員171名、整備予定でございます。この制度の活用によりまして、機動的な保育の受入枠が確保され、待機児童の早急な解消に寄与するものと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、福岡市の鈴木総務企画局理事、よろしくお願ひいたします。

○鈴木理事 福岡市でございます。福岡市の提案について御説明申し上げます。

資料6を御覧ください。高度人材ポイント制の特別加算でございます。福岡市立地交付金制度により認定した企業で就労する外国人に対しまして、特別加算を行うことで、高度外国人材の呼び込みを促進し、更なる国際競争力の強化につなげてまいりたいと考えております。

次のページを御覧ください。新型コロナウイルス関連の新たな規制改革を提案させていただきます。

まず、資料の左側でございますが、テレワークにおける労務管理の方法について、既存のガイドラインで例外的な取扱いとされている自己申告制を、テレワークの実態に合わせ標準化していただきたいと考えております。

次に、資料の右側でございますが、障害福祉サービスにおける就労支援について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年度に限り、希望に応じて在宅のまま就労支援を受けることが可能となっております。これにつきまして、障害者の就労可能性を広げる観点から、来年度以降も、希望に応じて在宅での就労支援を可能としていただきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。左側になりますが、障害福祉サービス利用に関する提案でございます。障害支援区分認定につきまして、介護保険と同様に、効力を申請日に遡及することとし、迅速なサービス提供を可能にしたいと考えております。

最後に発表でございます。福岡市が提案しておりました電動キックボードにつきまして、現行規制を一部緩和した上で、公道における実証実験を行う予定といたしております。

以上で福岡市の説明を終わります。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、北九州市の森川企画調整局地方創生推進室長、よろしくお願ひいたします。

○森川室長 北九州市でございます。

資料7を御覧ください。北九州市では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、地元企業が開発したAIを活用した密集を避けるシステムの実証実験を、本市門司区の関門海峡ミュージアムで始めました。今後、この取組が市内のみならず広く展開していくことを期待しているところです。

次のページを御覧ください。今回本市は、国家戦略道路占用事業について、区域計画の変更を申請させていただきます。今回の案件は、本市の副都心黒崎地区で既に認定を受けている黒崎10号線、熊手5号線、通称カムズ通りの適用区域を拡大するものです。

次のページを御覧ください。黒崎地区の玄関口であるJR黒崎駅のペDESTリアンデッキ

と地区の中心である商店街を切れ目なくつなぐことにより、人の流れの一体化を図り、オープンカフェやマルシェを日常的に開催したいと考えています。これにより、様々な人が憩い、交流し、活気あふれる通りにすることで、エリアとしての魅力をさらに高めていきます。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、愛知県の大村知事、よろしく願いいたします。

○大村知事 よろしく願いいたします。

まず、北村大臣におかれましては、去る7月20日にあいち航空ミュージアムなど県内施設を御視察いただきありがとうございました。またよろしく願いいたします。

それでは、資料8を御覧いただきたいと思います。

愛知県からの提案は、千葉市、成田市と同じですが、日本語教育機関卒業後の就職活動期間の延長ということでお願い申し上げます。世界有数のものづくり、産業地帯である愛知県では、多くの企業が海外展開をしております、グローバル化が進展する今日において、企業の中長期的な成長を実現していくためには、外国人高度人材の活用が不可欠であります。現在、愛知県では、約1万6000人の外国人留学生在が学んでおられて、そのうち、日本語教育機関に在籍する約3000人の中には、母国で大学を卒業し、既に高度な知識・技術を持った方も少なからずおります。そうした方々について、海外の大学などで学士以上の学位を取得しているなど、一定の要件を満たす外国人留学生について、日本語教育機関卒業後も就職活動継続のため、在留資格を最大1年間認めるという特例を活用することで、留学生の日本企業への就職を促進し、我が国産業の国際競争力向上に貢献していく必要があると考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、民間有識者の方々を含め、御意見を伺いたいと思います。

まず、本会議場に出席されている民間有識者の方々からお願いいたします。秋山委員、阿曾沼委員、八代委員の順番でお願いいたします。

○秋山委員 秋山でございます。

今般のコロナ禍の影響が長期化する中で、新しい日常への移行が、今、社会のコンセンサスになりつつあると思います。そういった中では、国家戦略特区の活用による規制緩和の要求は益々重要であると同時に、スピードが求められるというフェーズだと改めて認識をしております。

そういう中で、各区域の皆様方、感染拡大防止と経済対策に大変お忙しい中、粛々という形で進めていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

ただ、今回のコロナ禍で、一つ大きく行政のデジタル化に大変課題があるということがクローズアップされております。そういった中では、今日も千葉市から御提案のあったマイナンバーの更なる活用といったことを、今後は是非各地域の皆さんにも力を入れて進めていただければと期待しております。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、阿曾沼委員、よろしく願いいたします。

○阿曾沼委員 各地域の方々が、積極的に新たな取組をしていただいております。感謝申し上げます。ありがとうございます。

今、秋山委員もおっしゃっていましたが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が進み、今後多くの利活用の計画がされていきます。

一方で、利活用における患者個人情報との兼ね合いも利活用促進の上で課題になってくるだろうと思います。その点についても、皆様方の知恵を出していただければありがたいと思います。

私からは二国間協定における医師の診療の拡大に関してコメントさせていただきます。今回新たなクリニックが加わり、対応拡大が図られたことを大変嬉しく思います。

既に実施されている慶應義塾大学病院、順天堂大学順天堂医院、聖路加国際病院とその関連施設の4か所が認定されたのが2015年だと記憶しています。今から5年も前のことで、その後、拡大のスピードが遅れているなど心配していました。ベトナムなどでは、普通に多国籍の医師たちが自国民以外の診療も24時間365日対応しており、それらの医療対応を見るにつけ、東南アジア諸国に比しても、日本の対応の遅れを痛感していました。東京圏だけでなく、二国間協定の対象国の拡大も含めて、他の区域での実施拡大をお願いしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、八代委員、よろしく願いいたします。

○八代委員 いずれも、当然のような規制緩和の御要望ですが、特に私が関心を持ちましたのは、福岡市が提案された新型コロナウイルス感染症に関連した規制改革提案です。2番目のテレワークの労務管理に係るガイドラインの見直しという点で、現在はテレワークにおいても、オフィスと同じような9時から18時までという労働時間を管理しなければならないのです。

しかし、ここではその例外である自己申告制、つまり例えば、10時から仕事を始めて19時までやりましたということを労働者が自ら申告することによって、それを原則とするという御提案だと思えますが。仮にこれが認められたら画期的なことになると思えますけ

れども、この場合、それに関してどういう弊害があるかという点について、補足的に御説明いただけませんか。

また、ここでは、課題として、企業の労務管理に対してマイナスイメージという抽象的な御説明しかないわけなのですが、これをなぜマイナスと考えられるか。あるいは、労働時間の総量規制という考え方がありますが、例えば、パソコンの使用時間のような客観的な記録を付けるなどということをして、それを自由な自己申告制と組み合わせるといった考え方もあるのではないかと思います。

少しここを補足していただければありがたいと思います。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、福岡市から、ただ今の御指摘に対して御意見などはございますでしょうか。

○鈴木理事 福岡市でございます。御質問ありがとうございます。

企業の労務管理に対してマイナスイメージというところでございます。これは具体的に、スタートアップの経営者から御相談があった事項でございまして、原則ではない自己申告制を採用するとブラック企業だというマイナスイメージが付くという問題が生じているというのが現状でございます。

テレワークになりますと、客観的な記録が中々取りにくいということもございまして、今回の提案によりガイドラインを見直させていただくことで、マイナスイメージの払拭につながればというところでございます。

以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、オンラインで御出席の方々にも御意見を伺いたいと思います。八田委員、原委員、安念委員、中川委員、本間委員の順でよろしく願いいたします。

それでは、八田委員、よろしく願いいたします。

○八田座長 本日は貴重な新提案を数多くいただきまして、ありがとうございました。

次に、特例の活用も必要なものばかりだと思います。そのうちで特に二つに注目したいと思います。

第1は、海外大学を卒業した後で日本語教育機関を卒業した人の、就職活動継続に対する支援の特例です。今回、千葉市、成田市、愛知県の各特区が、これを活用されることを要望されました。私はこれは海外人材受入れに関する重要なステップだと思います。

日本の就労ビザ規則は、未熟練労働者に対しては後存じのように大変厳しいですが、高度人材に関しては、アメリカより遙かに緩和されています。例えば、アメリカでは、外国人は大学を出ているだけでは原則として就労ビザを獲得できません。しかし、日本では、外国人大学卒業生は、出身が海外の大学であれ、日本の大学であれ、原則として就労ビザを獲得できます。

にもかかわらず、海外で大学を卒業した後に日本で働く高度人材の人数は多くありません。他の障害に直面しているからです。今回の特例措置の活用は、彼らが直面する障害のうちでも大きなものの一つを取り除くことになるので、重要な意義があると思います。

第2は、外国人医師の二国間協定の活用です。今回対象の施設が拡大されることは大変いいことだと思います。

しかし、そもそも外国人医師が診療できる患者を外国人だけに限定しているのは、日本人医師との競争を制限するという以外は、意義を見つけにくいと思います。例えば、夫も子どもも日本国籍だが、妻はアメリカ国籍である場合、妻だけが外国人の医師に診てもらえて、夫と子どもは別の日本人の医者に診てもらわなければならないというのは、実に不合理な話だと思います。これを是正することは、今回の特例の活用から範囲を超えますが、将来、日本人も診療対象にするという御提案を是非どこかから頂きたいと思います。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、原委員、よろしくお願いいたします。

○原座長代理 原です。ありがとうございます。

御発言があった点と重なりますが、千葉市から御提案のあったマイナンバー、行政手続の一元化の問題、福岡市から御提案のあったテレワークは、とりわけ緊急に解決しないといけない課題だと思います。早急に取り組みたいと思います。他にもそうした課題がございましたら、是非御提案いただければと思います。

ありがとうございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、安念委員でございます。安念先生、よろしくお願いいたします。

○安念委員 非常に知恵にあふれていて、敬服をいたしました。これも半分愚痴みたいになって、いつも同じことを言っているのですが、何で全国でやってはいけないのか、よく理屈が分からない。全国でやってはいけない理由のほうを誰か説明していただきたいものだなとつくづく思いました。おそらくこれはずっと前から同じことを私も言い、他の方もおっしゃっていることだろうと思います。

以上です。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、次に、中川委員、よろしくお願いいたします。

○中川委員 他の委員のほうからも指摘がありましたけれども、私は福岡市が提案しているテレワーク、障害者の在宅ワークに関する特例の要望につきまして注目をしております。テレワーク、在宅ワークについては、基本的にはコロナ禍という特殊な状況のもとだけではなくて、かなり一般化して、今後広まる可能性が高いものだと思っています。

す。

ただ、八代委員から御質問がありましたように、これは日本の労働のルールがあまり在宅ワークやテレワークといったものを想定していない中で、非常にきめの細かい工夫や新しい運用が求められているという状況なので、福岡市、あるいは事務局、それから、ワーキンググループが一緒になって、細かい運用の仕方につきましても考えていくべきものだと認識しました。

私からは以上でございます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

次に、本間委員、よろしく願いいたします。

○本間委員 様々な御提案、非常に有意義なものだと認識いたしました。

個人的には、外国人就労者、あるいは留学生といった外国人材の活用について御提案がたくさんあり、非常に興味を持って見ているところです。

モビリティがコロナ禍のもとで限られているという中で、様々な御苦勞もあると思えますけれども、いずれコロナ禍が収まって、もっともっと流動性を高めなければいけない、それから、外国人材を活用しなければいけないという局面が来ますので、そのために制度整備と言いますか、そうした準備をしっかりと行っていただければと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、ただ今御審議いただきましたこれら4区域の計画（案）につきまして、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、区域計画につきまして御了承いただきましたので、速やかに認定の進捗に進めてまいりたいと存じます。

この他に御発言等ございますでしょうか。

それでは、大塚副大臣、よろしく願いいたします。

○大塚副大臣 今、安念委員から、なぜ全国でやってはいけないのかという疑問があるという御指摘がありました。

今回の色々あるメニューの中でも、全国でやるべきではないかというメニューもあります。例えば、日本語学校に行っている間は就職活動の期間を延長するとか、なぜ特定の区域でしかできないのかと、私から見ても疑問が残るものがございます。

他にも挙げればかなりあるような気がするわけですが、こうしたものについては速やかに全国展開を是非していきたいと思っております。特区の制度でやっていることは、全国展開をする障害になってはいけないと思うわけでありまして、特区の制度があるのは、容

易に全国展開するには若干心配が残るというものをやるために特区の制度があるわけでありまして、一般の規制改革で取り組めばいいようなことをやるために特区があるわけではないと思っておりますので、事務方も是非そこを踏まえて運用していただければと思います。

○黒田参事官 ありがとうございます。

他に御発言はございますでしょうか。

それでは、最後に、北村大臣より御発言をお願いしたいと思います。

○北村大臣 活発に御議論いただき、ありがとうございます。

知事、市長の皆様が自ら先頭に立たれて、積極的に規制改革メニューを活用していただいていることに、改めて心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の厳しい影響の中にもかかわらず、各地域において特区の取組が活発に進んでいることを実感させていただきました。

また、民間有識者の皆様方からは、大変有意義な御意見、御指摘を頂戴することができました。

本日の会議におきましては、これまでも数多く特区事業として認定されております都市計画法の特例やエリアマネジメントの特例に加えて、近年要望の高い外国人材の受入促進に関する日本語学校卒業外国人留学生の就職活動期間の延長や、高度人材ポイント制度の特例の活用等について、区域計画（案）の申請がございました。

また、新たな規制、制度改革の御提案として、千葉市からは、次世代型パーソナルモビリティに係る規制緩和、福岡市からは、障害福祉サービスにおける在宅ワークの促進に係る御提案など、新たな生活様式に対応する御提案もいただきましたので、提案の実現に向けた検討を速やかに進めてまいらねばならないと考えた次第です。

本日御了解を賜りました区域計画（案）は、認定に向けて、必要な手続を迅速に進めてまいります。

今後とも、国家戦略特区制度を通じた規制改革による地方創生、そして、新たな生活様式の確立に向けて、引き続き積極的な改革の御提案、また特区メニューの活用をお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○黒田参事官 ありがとうございます。

それでは、時間になりましたので、合同区域会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、事務局より後日御連絡をいたします。

本日はどうもありがとうございました。